

広瀬川

仙台中央法律事務所ニュース (高橋樹石氏書)

発行

仙台中央法律事務所

〒980-0803
仙台市青葉区国分町一丁目3番20号
肴町ビル2階
電話 (022)227-2291(代)
FAX (022)227-2294
http://www.s-chuho.com/



寒中お見舞い申し上げます。
二〇一〇年一月

仙台中央法律事務所

弁護士	青木	正芳
弁護士	高橋	治
弁護士	佐藤	正明
弁護士	小関	真
弁護士	阿部	潔
弁護士	野呂	圭
弁護士	守屋	克彦
弁護士	吉田	大輔
弁護士	原田	憲
事務局	一同	

撮影/加藤久良

かじか

新しい年が始まりました。今年も厳しい世相ですが、ともに乗り切っていきましょう▼今般、一連の年金記録問題を契機に社会保険庁が「解体」され、日本年金機構に移行する。溜飲を下げる人もあるが、少し考えて欲しい。そこでは多くの労働者の雇用が失われ、あるいは労働条件が切り下げられているのだ。自分よりちょっと良い状態にある者をスケープゴートにすることは、支配の手段にほかならない。私たちは、真に利益を貪っているのは誰か見据えなければならぬ▼かつて八〇年代、国鉄に対するネガティブキャンペーンが行われ、結局国鉄は解体された。しかしその結果、利益を上げていたのは企業たるJRのみであり、労働者は過密労働を強いられ、福知山線の事故など利用者の安全も失われている。ローカル線「切り捨て」は地方の荒廃に拍車をかけたのではなかったか▼公共交通にせよ社会保障にせよ、コストを度外視しても維持せねばならない仕事をこそ、公が担うべきなのだ。非採算部門を切り捨てることは、結果として利用者たる我々自身の首を絞めることになる。「官から民へ」という「甘美な」スロウガンに騙されてはいけない。

仙台市立保育所廃止・民営化問題

舞台は仙台高裁に

弁護士 野呂 圭

一 仙台市は、二〇〇八年一月二月、仙台市立大野田保育所及び原町保育所を廃止する条例を制定し、〇九年一月に民間法人へ保育を移管しました。

この公立保育所廃止・民営化は、子どもの権利条約で保障されている「子どもの最善の利益」や児童福祉法で保障されている保育所選択権を侵害するものです。そこで、両保育所の保護者が原告となり、〇八年一月に公立保育所廃止処分の差止・取消を求めて提訴しました。しかし、仙台地裁第三民事部(沼田寛裁判長)は、必要な証人尋問を一切採用せずに結審し、〇九年九月二十八日に保育所廃止を定める条例制定は行政事件訴訟法三条七項にいう「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」(いわゆる処分性の要件)に当たらず、訴訟要件を欠くとして訴え却下判決(門前払い)をしました。

しかし、その後横浜市の同種事件について、〇九年一月二六日に

出た最高裁第一小法廷判決は、保育所を廃止する条例はその施行により保育所廃止の効果を生じさせ、当該保育所に入所中の児童及びその保護者という限られた特定の者らに対して直接当該保育所において保育を受けることを期待しうる法的地位を奪う結果を生じさせること、民事訴訟では当該児童・保護者と市町村との間でのみ判決の効力が生じるに過ぎず、市町村としては実際の対応に困難を来すことになるため処分の取消判決に第三者効が認められる取消訴訟において当該条例の制定行為の適法性を争い得るとすることには合理性があることを理由に、処分性の要件を認めました。

三 従って、仙台地裁判決の判断が誤りであることが明らかになりました。控訴審では一審で実現できなかった証人尋問を再度申請し、仙台市の公立保育所廃止処分の違法性・不当性を訴えていきます。

裁判員裁判

— 情状と量刑判断 —

弁護士 原田 憲

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づく市民(裁判員)

参加の刑事裁判が、二〇〇九年五月二一日以降に起訴された重大事件について開始され、仙台地裁第一号の裁判員裁判は、一月四日から六日の三日間で実施されました。以下、裁判員裁判について若干述べます。

裁判員裁判では、通常、一日目の午前中に裁判員候補者を呼び出して選任手続きを行い、裁判員と数名の補充裁判員を選任します。そして、その日の午後から公判が始まり、争いのない事件であれば、三日目の午後には判決が宣告されます。無罪を争う否認事件は必ずしも多くなく、裁判員に選任されたとしても、ほとんどの事件では、専ら量刑の問題が中心になります。

いわゆる自白事件で弁護人は、被告人に有利な情状を主張することにありますが、裁判員裁判は情状主張の難しさについて再認識させるものです。

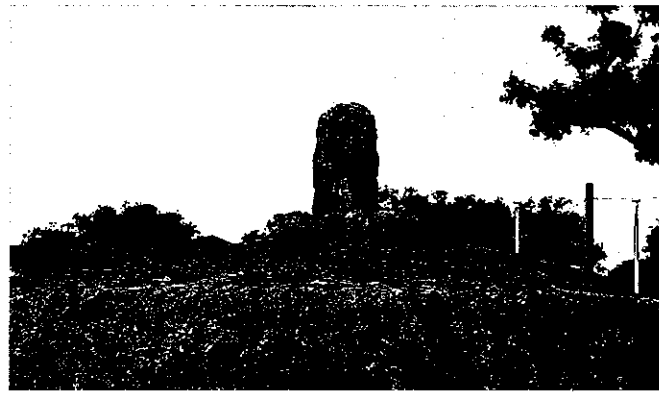
例えば、「反省」という情状があります。これまでの裁判官だけの裁判では、「反省」の弁を述べることが被告人にとって有利な情状です。過ちを後悔し、立ち直りの意欲を有している者は、そうでない者より更生が期待できるはずだからです。

しかし、裁判員裁判では、裁判員によっては「反省することは当然だ」と殊更、被告人に有利な事情とは考

えないようです。極端な例では、「罪を軽くするために言っているだけ」などと悪感情を持ってしまふ裁判員もいるようです。裁判員裁判の対象となる殺人や強盗致傷といった重大犯罪は市民にとって縁遠いものです。マスコミによって日常的に犯罪は報道されますが、犯行の残酷性、被告人の非人間性について強調されたものとなりがちで、市民にとって重大な罪を犯した被告人は特異な存在に感じられるのかもしれない。

刑事弁護における情状の主張とは、被告人のために酌むべき事情を拾い集め、社会的には否定された被告人の人間性を、裁判の場で取り戻し、裁判員に伝えることと言えるかもしれません。被告人に対し同情を求めたいことは困難なことですが、人として共感できる部分を裁判員に知ってもらうことは、被告人にとっても有益なことと思われたい。

雄弁に反省の弁を述べることができる被告人は必ずしも多くなく、寡黙でうまく言葉にできないからと言って反省していないわけでもありません。裁判員によっては、過剰な期待と疑いをもって被告人に接してしまふようですが、裁くにあたっては「人間の弱さ」にも目を向けて欲しいところです。



魂魄の塔

四、鉄の暴風

沖縄本島南部では一ヶ月間に六八〇万発もの砲弾・銃弾が打ち込まれました。住民一人当たり五〇発にもなります。この「鉄の暴風」と呼ばれる猛烈な砲撃により多くの住民が犠牲となりました。

壕やガマに避難できても、飯上げと呼ばれる食事の運搬作業の際には壕の外に出なければなりません。入口付近で行う炊事作業が最も危険であり、このような危険な作業に従事したのは一般の住民であり、女性や子どもなど社会的に弱い立場の人々でした。また、韓国・北朝鮮

五、おわりに

戦争は人間の尊厳を否定するものであり、そして、最も犠牲を強いられる者は社会的に弱い立場の人々です。戦争の悲惨さは言うまでもない

た。沖縄守備軍の総兵力は約一〇万人とされますが、その三分の一は、現地召集の補助兵力に過ぎませんでした。

同年一〇月一〇日、沖縄本島の他、八重山諸島、宮古島などを目標にした大規模な空襲(一〇・一〇空襲)があり、もっとも被害の大きかった那覇市では、市街地の九割が焼失し多数の犠牲者がでました。

一九四五年三月二六日、米軍は最初の上陸作戦を慶良間列島で開始し、四月一日、沖縄本島の読谷村から北谷村にかけての海岸に上陸しました。米軍は四月一三日までに最北端の辺戸岬に達し、五月下旬には、軍司令部のある首里を占領しました。

中部戦線によって日本軍は約六万人の兵力を失い、南部一帯は避難民と敗走する日本兵が入り乱れる戦場と化しました。敗残兵は、避難していた一般住民を壕やガマから追い出してたてこもり、時間稼ぎの持久戦をとりましたが、米軍艦船からは

から連行された人々も軍により危険な作業を強制されました。調査では韓国人慰霊塔を訪れましたが、沖縄戦では、一万人以上の朝鮮半島出身者が虐殺されるなどして犠牲になったとのことでした。

ひめゆり隊員など軍に協力した住民に対しても、終には、「今日からは自らの判断で行動するように」と「解散命令」が下されました。皇国臣民として生きること強制された人々には、降伏が許されることなく集団自決を強制され、また、鉄の暴風の中へ飛び出し逃げまどいながら砲弾の犠牲となりました。

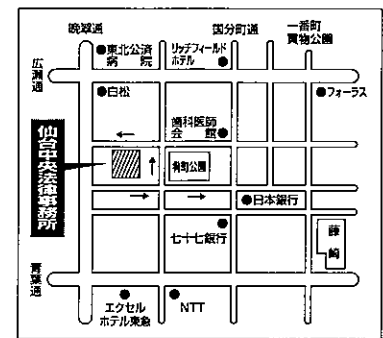
今回の調査では、「魂魄の塔」とは、犠牲となった三万五〇〇〇余柱の遺骨を拾い集めたものです。「鉄の暴風」により、沖縄本島南部は、草木も残らず地形が変わるほどの砲弾の雨を浴び、多くは遺骨すら残らず魂魄となりました。「魂魄の塔」とは、このような犠牲者を悼むものです。

法律相談のご案内

今年(前半) 予定している相談日は次のとおりです。
相談は予約制となっておりますので、事前に電話にてご予約下さい。

《相談料》 30分 5000円
《連絡先》 022(227)2291
《相談日》

1月	26日(火)		
2月	5日(金)	16日(火)	26日(金)
3月	8日(月)	16日(火)	26日(金)
4月	6日(火)	16日(金)	26日(月)
5月	14日(金)	26日(水)	
6月	7日(月)	16日(水)	28日(月)
7月	6日(火)	16日(金)	26日(月)



夜間相談開催中

相談日: 1/26(火)
2/4(木)
2/10(水)
2/16(火)
2/22(月)
3/1(月)

相談時間: ①18:00~18:30
②18:30~19:00

相談料: 30分 5000円(税込)

※前日までにご予約下さい。

蔑ろにされ、人に殺すことや殺されることを命じることがあってはならない、と改めて感じさせる沖縄調査となりました。

沖縄戦の事実を風化させることなく正しく伝えていくことは、憲法問題を考える上でも重要なことと思われまます。

沖縄視察

弁護士 原田 憲

一、はじめに

二〇〇九年十一月二〇日から二三日までの四日間、仙台弁護士会憲法改正問題対策本部による沖縄現地視察が行われ、当事務所からも四名の弁護士が参加しました。視察では、沖縄の基地問題と、沖縄戦の現実を知るため、普天間や嘉手納等の基地と辺野古、沖縄戦跡等を訪れました。

沖縄県内の戦争遺跡の多くはガマ(自然洞穴)や壕です。これらの戦争遺跡は、戦争体験者の証言と一体となって沖縄戦の真相を伝える上で重要と言えます。以下、沖縄戦と戦跡調査の感想についてご報告します。

二、沖縄戦

一九四四年三月、日本軍が各地で敗退を続ける中、南西諸島方面の防衛強化のため、沖縄守備軍(第三二軍)が創設され、住民を動員して、飛行場など軍事施設が建設されまし

た。沖縄守備軍の総兵力は約一〇万人とされますが、その三分の一は、現地召集の補助兵力に過ぎませんでした。

同年一〇月一〇日、沖縄本島の他、八重山諸島、宮古島などを目標にした大規模な空襲(一〇・一〇空襲)があり、もっとも被害の大きかった那覇市では、市街地の九割が焼失し多数の犠牲者がでました。

一九四五年三月二六日、米軍は最初の上陸作戦を慶良間列島で開始し、四月一日、沖縄本島の読谷村から北谷村にかけての海岸に上陸しました。米軍は四月一三日までに最北端の辺戸岬に達し、五月下旬には、軍司令部のある首里を占領しました。

中部戦線によって日本軍は約六万人の兵力を失い、南部一帯は避難民と敗走する日本兵が入り乱れる戦場と化しました。敗残兵は、避難していた一般住民を壕やガマから追い出してたてこもり、時間稼ぎの持久戦をとりましたが、米軍艦船からは

三、壕とガマ

ヌヌマチガマ調査

調査に訪れたヌヌマチガマは、丘陵部にある全長が約五〇〇m以上の自然洞穴であり、西側出入口がヌヌマチガマ、東側出入口がガラビ壕と呼ばれ、現在も当時の状況のまま残っています。このヌヌマチガマは、第二四師団第一野戦病院の新城分院として利用され、女子学徒や近隣集落の女性も炊事や洗濯などのため動員されました。

実際にガマに入ってみて感じたことは暗闇と湿度の高さです。鍾乳石を伝わり水が滴り落ち、底は泥でぬかるんだ状態です。入口付近は陽の光が射しますが、一〇メートル程奥に進めば漆黒の闇の中でした。人々は、この洞穴の中で息を潜めて米軍の砲撃に耐え、負傷兵の治療などを行



ヌヌマチガマ

「鉄の暴風」といわれるほどの激烈な砲撃がなされ、十数万人の一般住民は、地獄のような戦場に巻き込まれました。

六月二三日、牛島軍司令部が自決し組織的な戦闘は終わりましたが、生き残った将兵に降伏が許されることなく、その後も掃討戦は続きました。米軍が沖縄作戦を終了したのは七月二日のことです。

ましたが、まともな治療はなされず、悪臭の立ち込める非衛生的な環境の中で衰弱し次々に死んでいきました。新城分院は、日本軍の首里撤退にもない閉鎖されましたが、移動困難な重症患者は胃酸カカリを飲まされるなどして殺害されました。

沖縄にはこのようなガマが多数あり、ガマに立てこもった住民は投降が許されず、終には米軍による火炎放射器やガス弾の攻撃の犠牲となりました。また、米軍の攻撃を待たず、日本軍による強制労働や食料強奪のための飢えやマラリアによる死、住民虐殺など、集団死を強制され多くの住民が犠牲になりました。